



～相続対策の流れ～



税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生

1 現状の把握

すべての対策は
ここから始まります

- ・不動産の評価はいくらか？
- ・家族名義の預金は問題にならないか？
- ・受取生命保険金はいくらか？
- ・その他財産は？



2 ケース1～3のどれに当てはまるか？

(ケース1)相続税がかからない場合

- ①遺産分割対策

(ケース2)相続税が発生しそうだが、対策により相続税がゼロに近くなる場合

- ①遺産分割対策、③節税対策

(ケース3)かなりの相続税が発生し、納税資金を準備する必要がある場合

- ①遺産分割対策、②納税資金対策、③節税対策



3 現状での問題点を把握する

しっかり
問題点を把握

- 相続対策の3要素
 - ①遺産分割対策②納税資金対策③節税対策
- 収益性の見直しなど。不動産の有効活用。



4 対策案の検討と実行、見直し

- ①問題点の解決とご自身の納得いく相続的な対策の検討
- ②具体的に実行していく
- ③定期的な見直し

実際に実行することが大事

遺産分割対策

納税資金対策

どれかひとつの対策に偏りすぎると、その効果以上の弊害が生じてきます。
相続対策は、『感情』と『勘定』の問題がないように。
全体的なバランスを考えることが重要!!

節税対策

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp